

第一回國會 農林委員會會議錄 第五十号

昭和二十二年十一月二十二日(土曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 野溝 勝君
副委員長 野溝 勝君、野溝 信行君
理事 大島 義晴君、野溝 信行君
理事 萩原 壽雄君
佐竹 新市君 永井勝次郎君
成瀬五郎君 野上 健次君
細野三千雄君 松澤 一君
水野 実郎君 小林 運美君
團司 安正君 寺本 齋君
中島 茂喜君 堀川 恭平君
八木 一郎君 小川原政信君
佐瀬 昌三君 重富 卓君
田口助太郎君 野原 正勝君
益谷 秀次君 松野 頼三君
梁井 淳二君 山口 武秀君

出席政府委員

農林政務次官 井上 良次君
委員外の出席者
農林技官 三浦 辰雄君
農林事務官 田邊 勝正君
農林事務官 伊藤 佐君
專門調査員 岩隈 博君

本日の會議に付した事件

國有林野法の一部を改正する法律案
(内閣提出)(第八九號)

○野溝委員長 會議を開きます。
本日議題となりまし國有林野法の一部を改正する法律案につきまして、政府委員の説明を求めます。

國有林野法の一部を改正する法律案

國有林野法の一部を次のように改正

第一類第九号 農林委員會會議錄 第五十号 昭和二十二年十一月二十二日

第二十六條 削除
附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

北海道國有林野及産物處分令は、これを廢止する。但し、この法律施行前に舊令に基いてした國有林野の賣拂、貸付若しくは使用又は國有林野の産物の賣拂に關する契約については、舊令は、なおその效力を有する。

○井上政府委員 それでは國有林野法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

北海道の國有林野は従來内務大臣の所管のもとに、北海道廳が管理經營してきた關係もありまして、北海道には國有林野法は施行せられておりませんので、これに相當する法令として、北海道國有林野及び産物處分令が施行されておつたのでありますが、この勅令は舊憲法上のいわゆる獨立命令でありますため、昭和二十二年法律第七十二號日本國憲法施行の際、現に效力を有する命令の規定の效力等に関する法律の第一條によりまして、本年十二月三十一日限り失効となるのでありまして、北海道の國有林野に對して、右の勅令に代るべき法律を必要とする次第であります。

また北海道の國有林野は、本年四月國有林野事業特別會計法の施行と、五月の官制の改正によりまして、舊御料林とともに農林大臣の所管に移り、内地府縣所在の國有林野と同一の方針のもとに、運営せられることとなつたのであります。以上のべました理由によりまして、國有林野法を改正して、北海道にこれを施行する必要があるのであります。

なほ本法の改正前に、北海道國有林野及び産物處分令に基いてなした國有林野に關する契約は、本法施行後においても有効であるとしたしまして、既存の權利關係を保護することとしたした次第であります。

また國有林野法第二十六條第二項は、沖繩縣の國有林野の貸付、使用及び賣拂い並びにその産物の處分に關して、必要がある場合においては、勅令をもつて特例を設けることができることを規定してあるのでありまして、改正憲法の趣旨から見ますれば、これらは當然法律をもつて定める事項でありますので、この條項を削除いたすわけでありまして、

以上の理由によりまして、この法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられんことをお願い申し上げます。

○永井委員 この場合若干の問題についてお尋ねいたしておきたいと思つてあります。御承知の通り、戦時中北海道の斫伐については、林力の増強よりは戦力の増強に重點をおかなければならないということ、林力にかかわらないで、過伐、濫伐を行つたのであります。それは内地の方の山林もそうありますが、殊に北海道にお

いては非常に廣汎な森林の面積を有しておるにもかかわらず、林道、森林鐵道その他森林の經營に對する基礎的な條件が備わつていないのであります。非常に手近な、運びやすいところから、開發的にこれを伐りましたために、奥地の林分の……

○野溝委員長 永井委員に申し上げます。國有林部長はすぐ來ますから、具體的なことは見えてからお願ひいたします。

○永井委員 それではさういふことについて申し上げます。従つて手近なところと言へば、民有林あるいは公有林でありまして、斫伐の比率から申しますと、民有林及び公有林におきましては、大體二、三十パーセントを伐つておつて、國有林に對しては五、六パーセントより伐つていない。こゝろから申しますと、この比率から申しますと、國有林に對しては、公公有林等に對する斫伐のウェイトが非常に強かつた。過伐、濫伐の弊といふものが非常に強く結果されておるといふことが、明らかであるのであります。これは従來國有林と地方公有林とを一つにして、そして北海道全體の森林という總合的な經營の上から、こゝろのことが行われたのであります。それがこの法律の制定によりまして、國有林と公有林がはつきりと區分される。こゝろのことにありますと、北海道においては坊主にされた山を引受けて、さうして國有林の方は非常に戦時中から林力を保存されたまま

で國に移管される。こゝろのやうな非常に不公平な結果が、ここに生まれておるのであります。これに對なてこの區分の機會において、戦時中の過伐、濫伐に對する公有林に對して、國有林においては特別に何らかの措置を考へていかどうか。これが第一點であります。

それから公有林の經營につきまして、御承知のように全道に散在しておつて、あちらこちらにずつと國有林の間にさまざまつておるのであります。そこでこゝろの機會に國有林と公有林との間に配置分合を行ひまして、國有林においても經營を合理化するように、公有林においてもこの經營が合理的に經營されるように、全體的にわたる配置分合のお考へがいかどうか。

それからこの機會に、御承知の通り北海道の森林といふものは、明治初年以來内務省の所管において、北海道がこれを總合的に一貫的にやつていた結果といつたしまして、非常に便利なところは中央における當時の政治家、財閥、さういふ人たちがどんどんど國有林の拂下げを受けまして、これを入手してほとんど坊主山にしておる。民林の經營は北海道においてはほとんど見るべきものがない。こゝろの状況になつておるのであります。こゝろの状況をそのままにしておきますならば、治水治山の上からいいますと、國土保全の上から考へまして、これは重大な結果が招來されると思ひます。また炭鑛汽船とか主子製紙あるいは住友といふやうな大

きた財閥が、非常に廣範圍な森林を所有して居る。そして、これを森林經營上合理的に經營するといふのではなくして、ただ手持ちして土地の値上りと自然の木の生長をまつといふような經營になつて居るのです。こういう過去の日本政治の罪惡史といふものが、北海道の山に現實に現在現われて居る。これは今後必ずつと影響して行く。そうして過去の權利が保護されるということになると、北海道の森林、日本に残されて居る唯一の資源である、この森林の基礎的な經營條件を整備することができないのであります。

○井上政府委員 第一の國有林と公有林の配置分合の問題であります。また、この配置分合の方針には原則として賛成であります。ただ、これをどうして行ふかといふことになる。國有林と公有林一定の法的手續を必

要といたしますので、ただいまの御意見を私も十分参酌いたしまして、御期待に副うように、必要な機會に法律の改正をして、北海道の森林資源を確保する方向に適正な處置を講じてまいりたいと存じます。なお荒廢森林については、森林の効率を高めるという行き方は、當然やらなければならぬことでありまして、今これをどうするか具體的に調査中でありまして、それが完成した後に、初めて土地の利便をどう高めていくか、荒廢林にどうして植林造林をするか、また全體にらみ合せて北海道の將來の森林資源の涵養にどういう手を打つかといふようなことを計画的にきめたいと考へましまして、今その方向の調査を進めておりますから、これが完成した後に具體的な處置を講じたいと考へておる次第であります。

○永井委員 もちろん國有林と公有林との配置分合については、法的手續も現地調査も要するであります。けれども、土地利用區分の基礎條件は、土地利用區分を確立しなければいかにぬのでありますから、それ／＼の林地における調査が必要でありましようが、施策案といふものはよりあえず現在に簡易に行つて確立し、それから森林經營の方法手段を講ずる段階にいくであろうことは想像するのであります。原則として賛成であるといふことになしに、そういう現實があり、しかもそういう手續をしなければならぬことは明らかであります。どういふ方向に調査するか、一つのテーマをもつて、そういういろいろ／＼なものを調査して、それらに適合するように結論を出すといふことではなければ、ただ漠然と原則とし

て賛成だといふだけで、いろいろ／＼な調査をしていつたのでは、正しい結論は出ないと思つておられます。でありますから、だれが見ても國有林と民有林との間における經營の不均衡が非常に顯著に現在出ているのでありますから、これを修正しなければならぬことは明らかであります。また公有林がどこに散在しておつて、地方林關係と國有林關係とが區分される現在の段階においては、これを合理的に配置分合しなければならぬことは明らかでありますから、それをどういふ方法論において、どういふ取運びにおいて、その原則を確立するやうな具體的な用意があるか、その内容を明らかにしておきたいと思つておられます。

○井上政府委員 北海道の國有林、公有林の配置分合について、具體的に一つの計畫案を立てて、その計畫に基づいて、それに結論をつける施策案を大體もつべきでないか、その具體案を示せといふお話でございますが、政府の方におきましてはさいせん申し上げました通り、大體一應具體的事實を調査いたしまして、それ／＼の林地に國有林としておいた方がよいか、國有林として經營した方がよいかという、具體的問題にぶちあたつて解決をしまつてまいりたい。ただ今度北海道の林地が國有林の主體をなしたものでありますから、この際公有林はできるだけ國有林化したい。そうしてその全體の經營をうまくやりたい、こういうつもりでいろいろ／＼實際に當つて調査をしておられます。なか／＼地元の方では、そういうことには簡単に應じられないといふこともございまして、實際に北海道の將來を考へ、日本の森林資源の

唯一の寶庫でありますから、十分成案には法的にも財政的にも考へまましてやりたいと思つておられます。

○永井委員 話がそこままでまいりますと、これが單に北海道だけの問題ではなしに、日本の林政をどういふ規範の上に確立するかといふ本質的な問題に入つてくると思つておられます。それがはつきりしませんと、北海道の國有林と公有林との經營についても、問題が解決できないと思つておられます。そこで本質的な問題としてひとつお聞きしたいのですが、一體農地開放とておきたいのですが、一段階としては農地の開放でありましよう。その次には林野の開放といふことがくるのであります。宅地の開放といふことも、續いては漁業權の開放、こゝろいものがある有機的に、一貫的に、統一的に行われなければ、日本の各般にわたる民主化の基礎條件は備わらぬと思つておられます。今日農地にだけ關して農地開放を行つて居るのであります。引續いては林野の開放もなければいけません。こゝろは林野としておくか、採草地としておくか、放牧地として利用するかといふやうな、土地利用區分を、民有林、國有林全般にわたつてそういう調査をした上で、その土地の利用區分に適應したやうな利用の方法を再編成をしなければならぬといふ、革命的な施策を政府

において用意するのでなければ、日本の狭くなつた國土の効率的な經營といふことはできないと考へるのであります。そこで森林經營に對する根本的な考へ方、基礎的な考へ方は、どういふ考へをもちつて現實の政策を處理していくか考へておられます。これをひとつお聞きしたい。

○野澤委員長 永井委員に申し上げます。國有林に對し、あるいは林政に對する今後の計畫で、少しく専門的なことと思つておられますので、ただいま國有林部長がまいりますから、國有林部長に答辯を願ふことにしていただきたいと思ひます。

○永井委員 それではあとまわしにしまして、現在この森林關係が特別會計になつて居る關係で、自賠の形態になつて居る。その自賠の豫算の經營を各營林局の自賠に任して居るといふことで、北海道では現在御承知の通りに官行斫伐が多いのであります。政府みずから伐出しの仕事をやつておるのであります。御承知の通りに現在の北海道の輸送状態といふものは非常に最悪状態にありまして、何年前から伐つた木が動かぬといふ状態にありまして、従つて官行で伐り出した木が動きませんから収入がない。そこで各營林局では自分の局内の經營の自給自足を立てるために汲々として居る。従つて採算の面から收支を償ふといふことを原則として、合理的な經營をするといふところに基礎をおいていない。こゝろの間違つた經營が行われて居ると、伐り出した木が動きませんから収入がないので、營林員給料も拂えない。また官行で働いた者の賃金も一部の支拂いだけをしてしまし

て、全部の清算がついていない。そま
夫や運搬夫や、そういう人たちの給料
もまだ拂われていないというふうな状
態におかれています。政府は一體
政府の森林全体の特別會計におい
て、いろいろ經營をしなければなら
ないにもかかわらず、北海道の山に關し
ては營林局管内の自賄いにこの豫算を
送りこんでほかにかりしてはいる。こ
ういふことは非常にはないかと思
うのですが、一體經營の實際狀況、そ
れから今後ともそういうことを繼續する
考へか、現在不拂になつてはいる資金を
の他は、どういふ方法によつて支拂わ
れるお考えであるか、これをお聞きし
たい。

○井上政府委員 たいま御質問の營
林署所管の赤字といふは、營林署
所管だけで賄つておる關係から、營林
署の官行所管が賄れないために給料が
拂えない、そういうことはいかんとや
ないかといふ御質問だらうと思ひます
が大體御存じの通り、この會計は國
有林全体の獨立採算制をとつておるの
であつて、一營林署の獨立會計にはな
つていないのでありますから、そうい
ふ地域的に赤字が出た場合は、直ちに
地方營林局なり、または林野局におい
て全體を賄うことにいたしてあります
ので、そういうことのないよう十分に
注意をしてまいりたい。ただ給料の不
拂とか、あるいは買入代金の不拂とい
うような問題が起る豫想が過ぎました
場合は、直ちにこちらから手當をいた
しまして、そういうことのないように
十分總體的にやつていくつもりであり
ます。

○永井委員 内容をよく御存じないよ
うでありますから、部長が来てからお

尋ねたいします。

○佐竹(新)委員 關連してお尋ねした
のであります。私の縣ではよく開
くのであります。國有林を賣り拂い
ますときに、ある特定の人間にこれを
賣り拂うといふことで、非常に附近の
農民から陳情され、私が農林委員であ
ります關係上、どういふ點を資料をあ
げて相當もつてきておられるのであり
ます。それで今日の薪炭増産を唱えら
れるときに、これを特定の人間に賣り
拂うといふことでなしに、公開入札拂
下の方法をとられる方針であるかどう
かといふことが第一點と、それからこ
の機會にお尋ねしたいのであります
が、本年の六月以降において、北海
道及び内地で大口な拂下げをやつた、こ
れが特定の資本家、同一の資本家に拂
下げをなしたといふふうなうわさがと
んでおられるのであります。そういう事
實があるかどうか、どういふ點をお尋
ねしたいのであります。

もう一つの點は、その六月以降に拂
下げられた國有林の面積及び數量、拂
下人の氏名の一覽表を本委員會に提出
していただきたいといふことを附け加
えておきます。

○野溝委員 たいまの質問は非常
に重大だと思ひますので、國有林部長
がまいつた際に、政務次官と相談の
上、答辯を願うことにいたしましたと思
ひます。

○井上政府委員 今の佐竹さんの御質
問に對して、大要私から答えまして、
詳細は國有林野部長からお答えをさす
ことにいたします。

第一の國有林の立木の拂下げの問題
でございますが、これは大體營林署
で、一應拂下げについては實力とか、

資金とか、あるいは設備とか、信用と
か、こういうものが十分認められる人
を中心に拂い下げることにいたしてお
ります。もちろんそれらは大體營林署
で特定の個人として調査をいたしまし
て、十分奥地の立木の伐採をいたした
ものを搬出する設備をやるだけの能力
があるかどうか、またそういう設備を
實際やるかどうか、それからその立
木の代金の支拂能力があるかどうか、
またそれだけの社會的信用をもつてお
る人であるかどうかといふようなこと
を總體的に判定いたしました。これな
らば間違いないといふことで拂下げを
するといふことになつております。従
つてそういう能力の人がございますな
らば、別段特定人だけに限らずやつて
いいし私は考えますが、従来は大體そ
ういふやり方でやつておるものであり
ます。

それからその次に、六月以降に北海
道または内地において、大口の立木の
拂下げについてどうなつておるかとい
う御質問であります。大體大口とい
うのはどの程度のことを指しておるか
かりませんが、世間目立つほど大口
の拂下げをやつておる事實はないので
あります。もし具體的に、たとえは
こういふものであるといふことで
ございましたならば、早速私も調
査をいたしてお答えすることにいたし
ます。

なおこの際申し上げておきますが、
國有林地において、最近の社會情勢か
ら、戦災者あるいはまた海外引揚者等
が非常に内地に歸還をいたした、また農
村へはいりこむといふような關係か
ら、國有林地で開墾適地として必要な
所は、それ／＼開墾地として拂下げを

いたしておる事實はございます。これ
は開墾が目的であつて、立木は目的で
ないのでありますから、従つて立木
は、大體國有林の場合は、營林署にお
いて製材をいたすといふことにいたし
ておるような次第であります。

○三浦説明員 大體の説明は以上で盡
きておると思ひますが、もしもつと詳
細な點、特にどの點について申すこ
とがござりますれば、私よりお答えいた
します。

○佐竹(新)委員 たいま政務次官の
お答えでは、資力、資金、信用等で特
定の人間のそういう點を見てされるこ
ういふことを言われただけけれども、私
の知つておられます廣島縣、これは資
力、資金、信用は、もちろん會社組織
にしてあります。そうしてそこにしか
全然拂い下げない。どんなことがあつ
ても拂い下げない。こういうことで、
資力も、資金も、信用も、また搬出力
も、いろいろなそういう設備ももつて
おるものがあつても、それには拂い下
げない。こういう事實があるわけであ
ります。そこでこの際聞いておきたい
のであります。さつきも私が申し上げ
ましたように、薪炭増産を今農林省で
はやかましく言つておられますけれど
も、將來でまします農業協同組合法が
實施されたときにおいて、この組合が
ら拂下げを受けるといふようなことを
やる場合に、これをお認めになるかど
うか。これはもちろん資金も政府は信
用しておられるのであります。また
薪炭増産といふ點においても、合致し
ておるのであります。そういう點か
ら、この農業協同組合が拂下げを求め
た場合に、これに拂下げられる御意思
があるかどうか。

最後に私がお伺いいたしましたこと
ろは、最近拂下げをされたところの、
數の大きい小さいは問題でなく、六
月以降の拂下げの數量、面積人名の一
覽表をこの委員會に提出していただき
たいといふことを言つたのであります
から、これに對してのお答えを願いま
す。

○野溝委員 前から申し上げます。
本委員會は、委員からの資料要請のあ
つた場合は、委員長は政府に向つてそ
の資料の提出方を命じます。

○井上政府委員 薪炭材の拂下げの問
題であります。今御指摘のように、
將來農業協同組合が一つの事業として
薪炭の生産をやるうとする場合は、そ
れが民有地でなく國有林の場合になり
ますと、當然それが薪炭材として適當
な立木であるかどうかといふことで、
具體的に調査をいたしまして、また伐
採基準に達しておるというふうなこと
であります。ならば、當然そういう公的
な團體に拂い下げるべきものは拂い下
げるといふことになります。しかし國
有林の薪炭は、大體官行製炭を中心
にいたして、おまして、あまり民間に
はやらさないといふ方針であります。

それから今一つは、一方では薪炭の生
産なり、木材の生産を非常にやかまし
く要求される反面、その地元の農村に
おいては、できるだけ山は伐らぬでお
いてくれ、やたらに山を伐つちや困る
といふような意見も非常に強いのであ
りまして、そういうものを總體的にや
はり考へて、さいせん永井委員からお
話の通り、全體の配置分合を考へませ
んと、沿山治水の上に重大な影響が
ありますから、そういうものを考慮い
たしまして適當に處置したい。農業協

同組合が、今御指摘のよう
に、將來農業協同組合が一つの事業として
薪炭の生産をやるうとする場合は、そ
れが民有地でなく國有林の場合になり
ますと、當然それが薪炭材として適當
な立木であるかどうかといふことで、
具體的に調査をいたしまして、また伐
採基準に達しておるというふうなこと
であります。ならば、當然そういう公的
な團體に拂い下げるべきものは拂い下
げるといふことになります。しかし國
有林の薪炭は、大體官行製炭を中心
にいたして、おまして、あまり民間に
はやらさないといふ方針であります。

それから今一つは、一方では薪炭の生
産なり、木材の生産を非常にやかまし
く要求される反面、その地元の農村に
おいては、できるだけ山は伐らぬでお
いてくれ、やたらに山を伐つちや困る
といふような意見も非常に強いのであ
りまして、そういうものを總體的にや
はり考へて、さいせん永井委員からお
話の通り、全體の配置分合を考へませ
んと、沿山治水の上に重大な影響が
ありますから、そういうものを考慮い
たしまして適當に處置したい。農業協

同組合が、今御指摘のよう
に、將來農業協同組合が一つの事業として
薪炭の生産をやるうとする場合は、そ
れが民有地でなく國有林の場合になり
ますと、當然それが薪炭材として適當
な立木であるかどうかといふことで、
具體的に調査をいたしまして、また伐
採基準に達しておるというふうなこと
であります。ならば、當然そういう公的
な團體に拂い下げるべきものは拂い下
げるといふことになります。しかし國
有林の薪炭は、大體官行製炭を中心
にいたして、おまして、あまり民間に
はやらさないといふ方針であります。

それから今一つは、一方では薪炭の生
産なり、木材の生産を非常にやかまし
く要求される反面、その地元の農村に
おいては、できるだけ山は伐らぬでお
いてくれ、やたらに山を伐つちや困る
といふような意見も非常に強いのであ
りまして、そういうものを總體的にや
はり考へて、さいせん永井委員からお
話の通り、全體の配置分合を考へませ
んと、沿山治水の上に重大な影響が
ありますから、そういうものを考慮い
たしまして適當に處置したい。農業協

同組合が、今御指摘のよう
に、將來農業協同組合が一つの事業として
薪炭の生産をやるうとする場合は、そ
れが民有地でなく國有林の場合になり
ますと、當然それが薪炭材として適當
な立木であるかどうかといふことで、
具體的に調査をいたしまして、また伐
採基準に達しておるというふうなこと
であります。ならば、當然そういう公的
な團體に拂い下げるべきものは拂い下
げるといふことになります。しかし國
有林の薪炭は、大體官行製炭を中心
にいたして、おまして、あまり民間に
はやらさないといふ方針であります。

同組合がかりに必要なものがありまし
た場合は、そういう處置は講じなけれ
ばならぬし、また當然、そういう方向
に將來もつていくが、私は考えま
す。

○永井委員 先ほど質問をしたのであ
りますが、十分な答辯が得られなかつ
たと思つたので、國有林部長に簡單に
今までのことをお尋ねします。北海道
の場合、戦時中公有林を食ひ荒して、
國有林の方はそれほど伐らなつた。そ
うして今國有林と公有林とをばんとわ
けて、食ひ荒した山だけを北海道に残
して、國有林はこつちへもつてくる。
こういうことになつたら非常に不均衡
でもあるし、北海道の公有林といふも
のは今後の經營が成り立たない状況に
なる。そこでこういう所有區分を確立
する機會において、國有林と公有林と
の間に、戦時中非常に食ひ荒した分に
ついて適當に調整する方法を講ずる考
えはないか。それからまた公有林が全
道に散在してありまして、經營上非常
に困難な状況にあると思つたので、國有
林と地方林との間において適當に配置
分合するお考えはないか。この點につ
いてお伺いいたします。

○三浦説明員 永井委員からのお尋ね
に對して御説明申し上げます。北海道
の國有林は比較的荒さなかつたが、
その國有林は今度の四月の國有林野の
林政統一に際していわゆる農林省にな
つた。それで食ひ荒された公有林が北
海道廳のものとして残つてゐる。その
問題はどうか考へるか、こういうお話で
ありますが、北海道における國有林野
におきましても、相當に實は増産を重
ねてまいりまして、私どもの調べによ
りますと、元來北海道の國有林の生産力

と考へられます。標準伐採量に對しまし
て九割五分、つまり九五%を伐つてお
ると考へられます。民有林の方におい
てもまた同様な比率あるいはそれ以上
伐つておつたものと思つたが、國有
林の方においてもこういう状況であり
ます。

そこでそういう關係のものを調節
する氣はないかという第二の點ござ
います。御承知の通りに北海道の開
拓につきましては、國有林關係ばかりと
申しませんが、國有林關係においても
相當に開拓の豫定地がございます。こ
れらを逐次整理しますとともに、從來
の御料林、從來の國有林といふものを
ある程度再検討して、そこに今後の管
理經營上の合理化の點から見て、整理
しなければならぬ點があるじやなかろ
うか。私どももいたしましてはその點
について若干の豫算をもつて、來年度
はこの調査にかかろうという計畫をも
つております。

○野溝委員 ちよつと私から御了解
を得たいと思つたが、なるべく午前
中にこの林野法に對する質疑を打ち切
りたいと思つたから、このおつもりで
願ひたいと思つた。

○永井委員 公有林の經營に關して、
先ほど部長が言われたように、國有林
も伐つたが公有林についてはより多く
伐つておる。それは便利なところによ
りからということが言えるのでありま
して、その比率は今ここに資料を持
つてきておられますから明示することは
できませんが、國有林の面積が廣いと
いうこともありますが、大體國有林の
倍くらい公有林において伐つておるわ
けであります。このことをよく御調査
願ひたいと思つた。

それからこういうふう荒された公
有林が北海道に残されたのであります
から、これを經營していくためには相
當造林を強化していかなければなら
ぬ。造林といふことは全國的な問題で
ありますが、殊に重點が北海道に置か
れなければならぬといふことは、部長
もよく御承知のことと思つたのであり
ます。それについて苗圃地をまずつく
たり、公有林その他について、相當こ
れを増強していかなければならぬとい
う段階にありますが、今後の公有林
經營に對して、北海道地方に對しては
相當の國庫からの補助がなければ、こ
れは満足に動かないという状態にあり
ますが、國庫補助に對してはどれほど
の心構えと用意があるかどうか、これ
を承りたい。

○三浦説明員 お答えいたします。特
に北海道の造林に對して他よりも強化
せられなければならない、優先されな
ければならないというふうには私ども
としては考へておりませんが、造林の
必要であることはもちろん十分に考へ
ております。從來北海道は樹種の關係
上、播種いたしましてから四年ないし
五年経つてからでないといふぞまつ、
とどまつというふうなもの苗木がで
きない事情等も考へて、それに適する
ような數量を、苗圃計畫等においても
目下計畫というか調査中でございます
。なお從來各支廳にお願ひをして、
苗木の養成をしていつた面は、今回の
統一といつたような機構が變りまして
も、依然としてその方が便利であると
いうような特殊な事情があるのでは
ないかと考へておる。そのうちから考
へておる。そのうちから考へておる
方です。

○永井委員 さつきお聴きしたのです
が、佐竹委員から質問がありました
が、特賣權の問題であります。これも
この法律によるとそのまま繼承するこ
うなことであります。その年度々々の
賣拂いについては、條件を勘案して拂
下者を決定するということでありま
す。北海道の場合はほとんど特賣權と
いうものが決定されておりました。一
つの權利になつておるのであります。
こういう北海道における國有林賣拂い
に對する特賣權の問題はどういうふう
に考へておるかということ、それから
官行植伐において、各營林局が經費
を自賄いに任されて割當てられてい
る。そのために今日のように林産物が
輸送關係で賤れないという状況になる
と、各營林局は赤字になつて給料も拂
えない、人夫賃も拂えないという状況
で、北海道からは總理大臣を相手どつ
て訴訟が提起されておる現状でありま
す。國有林の特別會計といふ一貫し
た會計をもつておりながら、何のため
に營林局単位に自賄いのような豫算を
組んで、その局において何とかやつて
いけというふうなことを考へておるの
か。今後ともそういうふうなことを繼
續するか。總理大臣に對して訴訟の提
起されておる關係についてはどうい
うふうに考へておるか、これを伺いま
す。

○三浦説明員 第一點の北海道にお
きます立木處分の特賣權の問題、私ど
もはこれを特賣權といふふうには考へ
ておりません。北海道は御承知の通り、
年期特賣といふものがやや十数年程度
ございました。そういうふうな關係
と、北海道の業者の方々が非常に大き
い力の人が多い關係から、自然そうい
うふうな關係のあつた人たちがやる方

が有利だ。有利という語弊があり
ますが、實行力が多いという點から
いたしました、その人たちの拂下げを受
ける数が多いかとは存じませうけれど
も、私どもはあくまでもこれは特賣の
權利だ、こういうふうには考へており
ません。

それから第二點の國有林野の事業は
特別會計になつたが、これを各營林局
の、その經費等は自賄いにしておる點
に對しての御質問でございますが、各
營林局の支出に對しては、その局が上
げた収入をもつてやつていく、いわゆ
る完全な自賄いといふふうには考へて
おりません。結局林野長官が支出官に
なりまして、収入、支出ともにその名
においてやつておるので、各營林局か
ら事業の實態に合ふ計畫をとり、そこ
で月別に収入がいくらになる、支出が
いくらになるという、その計畫を各局
の調整へ持ち寄らせて、あるいはあ
る局からある局へ元受金を何月にはい
くら出す。その代りその元受金は、そ
の局が何月になれば収入が殖えるか
ら、別の局に移すといふように彼我調
節を計畫上やつておるのであります。
しかしながらただいま御指摘のよう
に北海道の輸送がまことに思わしくな
らない。その結果私ども非常に運輸省あ
るいは船の方に言つておりますが、必
ずしもはかなくしくまいりませう。結
果、製品の處分も必ずしも初め想像し
ていたような時期に速やかに収入にな
らない。その結果かねて計畫したしま
した全營林局をにらんで計畫された收
支の關係がいささかこわれております。
これについて北見、帯廣、殊に北見方
面において今日問題が起きておること
も承知しておりますので、これは電報

が有利だ。有利という語弊があり
ますが、實行力が多いという點から
いたしました、その人たちの拂下げを受
ける数が多いかとは存じませうけれど
も、私どもはあくまでもこれは特賣の
權利だ、こういうふうには考へており
ません。

を各管林局に打つて、應急の元受金の操作をいたしますと同時に、係の者位たてて打合せにやる、こういうことになつておられます。

○永井委員 最後に、これらの各管林局における、經營操作の問題、こういうものはいろいろ議論がありますが、ここでは小さな問題でありますからあとにまわしまして、先ほど基本的な問題としてお聴きしたのであります。日本の民主化をはかるためには農地の開放が第一である。農地の開放が終つたら、次いで林野、宅地、漁業權、こういうものを總合一貫的に開放するのでなければ、日本民主化はできない。殊に林野の關係については、農地がどういふふうになつたために、みな大口な資本が林野の方に投下されて、手持して、ほんとうに日本の林野を造成して、ほんとうに意味からではなくて、林野の土地と立木をもつて利潤の追求をするという、利潤追求の迷込み場所としてみな林野の方に集中されておるといふ現状である。日本のおかれてい

る森林の状態はどうかというところ、面積が四千五百萬町歩あつたものが二千五百萬町歩に、さらに蓄積が百億石あつたものが六十億石に減つておるといふような状態であり、一方需要の面はどうかというところ、薪炭は、毎年大體伐り量という限界が一億六、八千萬石よりないところにもつてきて、年々三億石以上の過伐をしておる。それだけを伐つて、しかも一億は用材であつて、一億七、八千萬石は薪炭材にこれを伐つておるといふような状態にあり、数字に上つてはいるけれどもそれだけあります。やみで伐つておる量を見こみますと、おそらく三億五千萬石くらゐを

伐つておつて、少くも二億近いものが過伐になつておるのではないか。このよきな現況をもつていくなれば、日本の森林というものは、ここの十五年か二十年の間に坊主になつてしまわなければならないといふような、非常に重大な時期にかかつてきておる。しかも今後における木材の需要といふものは、建築の關係から考えても、いろ／＼な土木事業の關係から考えても、木材に過重してくる。抗木の關係も、パルプの關係も、電柱その他の歴大な需要といふものがそこらに起つてきて、縮減する見通しがない。薪炭もその通り、しかも林力には限度がある。こういうふうな追いこまれた状態にあるのでありますから、林政に關しては革命的な施策をするのでなければ、日本の國土保全はやつていけない。民族の復興はないといふことを考えておる。そういうよきな重大なところにかけておるにもかかわらぬ、林政當局はほんとうとして、非常にその日暮しをしておる。今はやはやしていらつたいへんなことになつてしまつて、いかにかかわらぬ、施策案一つ一つをゆつ／＼と、さあこれは農政局が参加しなければならぬ。あるいは畜産局が参加しなければならぬといふよきなことで、積極的に施策案一つもできない。そうして在再日を送つておるといふよきな現状である。そうしてまた民林の關係あるいは國有林の關係、それから林野、土地利用區分の基本的な問題にすら、全然手がついておらないといふ現況であります。これはどうして速やかに土地利用區分を確立して、ここは農耕地、ここは放牧地、ここは採草地、ここは森林として、これを限度としてどうしても守ら

なければならぬ線であるということを確認して、速やかに施策案を立てるとともに、この利潤追求を目的として、ただ所有しておるといふ林野に對しては、國家が買収して、原則として林野全體は國有である。このよきな森林状態でありまして、ほとんど全部を國有にして、そうして民有林で經營できる合理的な限界だけを民間にわたせるとか、農業協同組合に農業經營の一環としてもたせるといふよきな利用區分を確立して、あとのところは國みずから所有して、そうしてこれを造成をはかつて國土保全をする。こういう根本的な政策といふものを樹立しなければならぬ段階であると思つておる。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

なければならぬ線であるということを確認して、速やかに施策案を立てるとともに、この利潤追求を目的として、ただ所有しておるといふ林野に對しては、國家が買収して、原則として林野全體は國有である。このよきな森林状態でありまして、ほとんど全部を國有にして、そうして民有林で經營できる合理的な限界だけを民間にわたせるとか、農業協同組合に農業經營の一環としてもたせるといふよきな利用區分を確立して、あとのところは國みずから所有して、そうしてこれを造成をはかつて國土保全をする。こういう根本的な政策といふものを樹立しなければならぬ段階であると思つておる。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

○三浦説明員 ただいま永井委員の御質問でございますが、この問題は非常に大きい問題でございます。私がここに自分の意見を申し上げるというところもいかに存在するのでございませぬ。ただ御指摘のように、今日山林といふ問題がほんとうに國土計畫の線に沿つて、速やかに考えられなければならぬ。確立されなければならぬ。このことは、もとより私もそのつもりでおるわけでありませぬ。従いまして今年になりましてから山林といふものが今日どういふ姿になつておるかといふことについて調査を開始して、大

體この年度内にはそういう現在の山林のあり方、姿といふものがはつきりつかめるよきな計畫はしております。そのよきあるいは關連の深い開拓の問題、あるいは畜産の問題、また燃料にいたしましては薪炭がどのくらいなければならぬかといふことを決定するにつけても、石炭、電力等の問題にも關連がございませぬ。私はこの山林といふものを全體の産業、國土計畫的の意味で、早く全體の土地利用區分を確定していかなければならぬといふ御意見はもとより賛成なのであります。それ以上私もここで意見を申し上げます。差控たいと思つておられます。

○野澤委員 小川原委員、きょうで打ち切りですか。簡単に願ひます。○小川原委員 簡単に願ひたいと思ひますが、なか／＼大きな問題なのでしらくお許しを願ひます。永井君から御質問がありましたことは、社會黨の案とか自由黨案とかいふのはない、永井君の主張も私の主張も北海道民として考えるときに同じ線を行んでおる。永井君は大體において總論的な質問でありますから、その點は私は抜きにいたしますけれども、私は北海道として考えるところに一應申し上げたいと思ひます。林野局長が北海道においでになつたかどうかしりませんが、おそらくおいでにならぬと想像するのではありません。北海道がこれまで殖産計畫をきかして、總額を全部勘定いたしました。その總額を今日の金に直すと、おそらくは何千萬億という金になると思ひます。そうして北海道の開墾ができて、それが國家の力によりまして國有になつた。そこで北海道から

みると、この根本的な施策案を變えてもらわなければならぬといふ心算は、内地の木でありますと百年で育つならば、北海道の木であるならば三百年を要する。そうして人口はほん／＼殖えて、この八千萬の現在の國民をどこにやるかと言へば、北海道にもつていかなければならぬ。北海道は何によつて食うかと言へば、木を頼りにして食わなければならぬ。それは今も昔も同じである。そういうことかといふと、この林政といふことに對しては非常に大きな關心をもつておる。そうして日本の國の森林の根本策は北海道から立てなければならぬといふ現状であるのであります。ここに北海道が熱意をもつておるといふことをまず第一お認め願ひなければならぬと思つておる。

そこで私どもの考えます點はどういうことか、餘計なことは申しませぬが、ここに林政が一元化されたということに對しまして、どういふ計畫を立てになつたかといふことをまず北海道民として願ひたい。國家が林政を一元化して、その一元化した上の根本方針は何によつて立てられたかということでありませぬ。それが北海道長官と初めといたし、道民全體の聽こうとするところでありませぬ。この施策案といふものができておつたら、ただちに御發表していただきたい、できておらぬといふのでありませぬ。即刻お尋ねいただきたい。そこでなせ、どういふことをお聴きするかといふと、一體今日あるあの森林地帯にはいりますと、御承知の通り伸びていくところの材積と、これをむしろ積んでいく荒廢に屬しておるところの材積とでは、大變大きな開きがあるので

す。なぜかといふと、森林に森林病菌
でも言うか、つきまして、倒壊して
いく材木は大したものす。これらの
森林をどうして擁護していくかとい
ことを、まず私は聴かなければな
らぬ。それから帝室有であったところ
の森林であるとか、あるいは牧野であ
るとか、山林であるとか、耕地である
とかいふものが、どういふふうに入
されてまいつたか。こういうことであ
ります。それから今まで軍部がもつて
おつた國有林野をどういふふうに入
されておるか。それから大森林であつ
たものが、今度國有に歸属した林野も
あるかと思ふ、例をあげればもつとあ
りましようが、大體以上の問題が代表
的な問題であらうと思ひますから、こ
の點をわれ／＼は知りたひ、一例を申し
上げますと、帝室林野において農耕に
適する土地はいかように開放された
か。その材木はどういふふうなことに
なつておるか。また今後それをどうし
ていくかといふ點であります。それが
なければよろしいが、私はないと思
われない。相當多數のものがあると私は
記憶してゐる。こういうことをまずお
尋ねたいのであります。

第二點においては、先ほど永井君から
お話がありました。國有林と公有林
の交換分合、このことは北海道では二
十年前から申しておるのであります。
これはただ一口に交換分合を言つて
も、それはまだ計畫しておらぬと言
われればそれきりでありませんが、これは
北海道では相當に考へておるのです。
北井君にお知りにならないから、さつ
き永井君にああいう御答辯をなすつた
のだと思ひます。なぜわれ／＼がそ
ういふことを聴くかを申しますと、都

會地に近いところに國有林がある。奥
の方に公有林があるといふことにな
ると、非常にこれは開發上困ること
になります。ですからこの國有林とい
ものを公有林と交換いたしますれば、
これがすぐ自由に開發に付することが
できる。こういう部分がたくさんあり
ます。ところがそでなくて、公有林
が細長く國有林の中にはいつておる。
その反對に國有林が公有林の中に細長
くはいつておるといふことで、交通の
上から言つても、食事情の上から言つ
ても非常に多くの支障を來たしてお
つておる。こういうことも調査はでき
かといふところを止まつておる。こ
ういふ點をいかうになさつていくか
といふことであります。

それからもう一つ、非常に北海道の
財政はこれまでよかつたのである
が、敗戦後は非常に悪くなりました。
さうすると地方財政といふものが破壊
されてしまふ。殊に北海道の開發とい
ものは、明治時代には非常に心配され
て、よそになつた公有林といふ制度
を設けられたのであります。今日は
公有林ではどうして北海道の收支は償
わないといふ現状になつてまいつたの
であります。國は公有林を殖やし
ていられるところのお考えをもつてお
られるかどうか。今までに相當公有林
を殖やさなければならぬ。こういう
三、四百の町村に對して、これからま
だまだ町村が殖えてくるのであるか
ら、公有林といふものは相當に殖やさ
なければならぬといふ方針できたので
あります。建設日本の今日の考へと
しては、當局はどんなお考えをもつて
おられるかといふことを、一應特にお

伺ひたい。この點についてお話し申し
上げたことは、先に永井君から特表
の問題が出ておりましたが、私はもつ
と具體的にこの問題を申し上げなけれ
ばならぬ。北海道は特表によつて開發
されたと言つても過言でない。たとえ
ば三井に材木を拂ひ下げたときは、大
きな道路がなく、金がないから道路を
つくることのできないので、三井に十
何里も二十里も道路をつくらして材木
を出したといふ、これは開發の當初で
あるが、こんなこともあつた。今日の
時代はもうそんな必要はなくなつた。
あるいは藤原に大きな面積の森林を賣
渡しておるが、こゝういふ必要はなくな
つたのであります。今これをやり
なせるかどうか。それから小さい特表をや
つておるのであります。この小さい
特表の中には、特表をしなければならぬ
ものもあるが、それで生活をしておる
ところの、妙な言葉を使えば中間搾取
と申しますか、さういふ人間がある。
安く材木代を支拂つて高くそれを賣つ
て、それで食べておるといふ人があり
ます。さういふものは特表の必要はな
いのであります。これは道廳では調査
ができておる。これはさるさる

ぬか、たつた一言で済むことでありま
すが、これを農林省ではいかうに御
慮置なさる御意思であるか。
第三點について申し上げたいのであ
りますが、さきのあなたの御答辯もあ
りました。無理からぬことである
ところの換草地であるとか、放牧地
であるとかいふものは、至急にやつて
いただかなければならぬ。今日私が
申し上げるまでもなく、今まで牧野を
もつておりましたものが四十町歩に切

られてしまつて、北海道はこれからは
牧畜といふものを盛んにすることはで
きない。私も非常にこれを悲しん
でおる。四十町や五十町もあつたつて
やつていけないという理由をあなたが
お知りであればさいわいであるが、お
知りでなかつたら私委員長初め政務次
官に聴いていただきたい。北海道の牧
野といふものは二つなければいけな
い。これは素人ではわからない。ほん
とうの専門家でなければわからない。
こゝういふ二つのものをものが理想で
あります。それがどれほどの面積をも
つておるかといふと、大體千町歩か二
千町歩といふ土地をもたなければいけ
ないのであります。それで雪が降らな
ければいのであります。雪が降る
のでありますから、大體千町歩ある
と、馬を三頭かそこら放すのが限度
であります。この牧場に馬を放すと、
春雪が消えて草が芽を出す。さうする
とそればかり食うから草がなくなつて
しまふ。三年も續けば荒廢してしま
ふ。そこへあなた方を連れていくと、
大變いい牧場だと思はれるかも知
れない。そこで春ここの牧場の草を食
わして、翌年はここの牧場へもつて
きて馬を入れる。さうすれば先に入れ
た牧場の春草は食わないから、その
草は育つのであります。さういふふう
に交換していかなければ北海道の牧場
といふものは成立しない。殊に外國か
らは日本の馬が欲しいと言つてきてお
る。種牛が欲しいと言つてきておる
。朝鮮へも五十頭の馬を賣りました。
。ロシアも日本の馬をくらしい馬は
ないから、ぜひ馬をくれといつて、滿
洲へやつた馬を皆もつていつてしまつ
た。蒋介石は日本の馬でなければ支那

の開發はできないと言つておる。さう
いう大きな金をどん／＼と外國から入
れてくることのできるのに、牧野を荒
してしまふ。馬を育てられない。どう
だと言つておるのですが、これは實に
なさけないことでもあります。これはよ
けいな話でありますけれども、一應聴
いておいていただきたいのであります
が、今度の貿易におきまして、百三
十萬ドルの貿易を申込んでこられまし
て、そのうちの三十萬ドル以上は畜産
であります。こんな大きな畜産を日本
はもつておるのであります。それに牧
野に對して四十町歩くらいに切つてし
まふ。それでは日本の畜産といふもの
は將來火の消えたやうになつてしま
う。それをおおせるのであります。さ
ら、ここに計畫性があるのかないの
か、そしてこゝういふふうになつてきた
ことは、一體どういふふうにして國有
林で償われるか、われ／＼はこれを非
常に心配しております。この點を考へ
ていただきたい。これは理論の問題じ
やないのです。現實の問題でありま
す。こゝういふ點をよくお考えを願いま
す。こゝういふ點をよ／＼お尋ねを願いま
す。大分大きなことをべち／＼と喋
つて、三つ申し上げたのですが、この
點についてひとまず御答辯を願ひて、
次に私は二、三問お尋ねをしたいと思
うのであります。

○三浦説明員 御答へ申し上げます。
北海道が山林に依存する點が非常に
多い。それはもとより私も、そして
水産、鑛産とともに特に山林といふ
のが大きい地位にあるといふことは認
めております。國有林が北海道の山林
面積のうち六割程度あるといふことか
ら見て、國有林がまた當然大きな面積

の開發はできないと言つておる。さう
いう大きな金をどん／＼と外國から入
れてくることのできるのに、牧野を荒
してしまふ。馬を育てられない。どう
だと言つておるのですが、これは實に
なさけないことでもあります。これはよ
けいな話でありますけれども、一應聴
いておいていただきたいのであります
が、今度の貿易におきまして、百三
十萬ドルの貿易を申込んでこられまし
て、そのうちの三十萬ドル以上は畜産
であります。こんな大きな畜産を日本
はもつておるのであります。それに牧
野に對して四十町歩くらいに切つてし
まふ。それでは日本の畜産といふもの
は將來火の消えたやうになつてしま
う。それをおおせるのであります。さ
ら、ここに計畫性があるのかないの
か、そしてこゝういふふうになつてきた
ことは、一體どういふふうにして國有
林で償われるか、われ／＼はこれを非
常に心配しております。この點を考へ
ていただきたい。これは理論の問題じ
やないのです。現實の問題でありま
す。こゝういふ點をよくお考えを願いま
す。こゝういふ點をよ／＼お尋ねを願いま
す。大分大きなことをべち／＼と喋
つて、三つ申し上げたのですが、この
點についてひとまず御答辯を願ひて、
次に私は二、三問お尋ねをしたいと思
うのであります。

をもつておるといふことも想像してお
ります。なぜ國有林野關係の林政が統
一されたかという問題で、これについ
てはいろいろと御意見の點もあろうか
とは存じますが、北海道が従来いわゆ
る農林省の山林局が預つておりました
國有林野の面積というものは約四百萬
町歩、御料林としておられましたし
たのが約百三十萬町歩、それから北海
道の道廳が預つておられました分が二
百七、八十萬町歩、こういうことであ
りまして、國有林の面積の合計が約八
百萬町歩であるのに對して、農林省の
所管しておりました面積はその半分四
百萬町歩でございます。今日木材、薪
炭というその生産自體が非常な國有林
の大問題であり、またそのあと地に對
する問題、あるいは施業といつたよう
な問題も、根本的に非常に山林全體と
して問題になるときに、これを別々に
やつていたのではいろいろの點におい
て面白くない。これは併せていけば、
ここに面積におきまして全體山林の三
割程度、蓄積にいたしましては四割三
分程度、こういうふうな一つのまとま
つたものとなつていく。そのまとま
つたものを一つの官廳で預つて、あるい
は彼我融通するといふようなことを全
面的に考えた方が、今日の山林國とも
いふべき日本としてしかるべきではな
いか、こういうことからなつたのでご
ざいます。私も地元の人の協力が
なければ山林といふものは維持もさ
れないし、ましてや改善發表といふも
のではないといふふうに十分承知してお
りますから、北海道廳が預つていた國
有林が、たまたま林野局が預つたとい
うことによつて變るといふ面は特にな
いように考へております。

それから競争が終つて軍用地の關係
が林野になるようなところをもつてき
たかどうか。まだこのことは今日きま
つておりません。従來の例であります
ればそういう問題にだん／＼なろうか
と思ひますが、今日のところきまつて
おりません。

それから國有林と公有林の交換分合
の問題、これは調査をされ、いろいろ
と案のあることも私承知しております
が、しかしここに緊急開拓といひます
か相當大きな林地といふものを各地に
わたつて開拓を行わなければならぬ
といふ今日からみますと、そのもの目
體にも内容的に大きな變革があるべき
ではなからうかと考へます。従いまし
て逐次それとともに、先申し上げまし
たようないわゆる林野の整備、そん
つたものをこの機會にやつていくこと
が双方に便宜と考へております。來年
からは一部そういう問題を北海道につ
いてだけは進めなければならぬと考
えて、豫算等にも一部措置を考へてお
ります。

それから國有林と地方財政との關係
についてどう考へるかという問題は、
これは私からこの問題に對する正面の
答へにならないかと存じますが、先
般國有林野の統一ができたという趣旨
からして、私もこれを單に國有林
が地方財源の一つとして最もよいもの
だといふふうには考へません。

それから特賣の關係でございます
が、これは先ほど永井委員の御質問に
對して答へましたように、特賣とい
うものは考へていません。ただたまたま
従來の經過から、今日新しく大きな道
をつくらないでもよいようなところで
あつても、その人達がいろいろな設
備、經驗、資本その他の關係でよいと
すれば、新しい人とともに併せて考へ
ても、なおその人達が適切であらうと
して選んでゐるのではなからうかと考
へます。ただお話中の中間採取の人が
あつて拂下げの名義だけをもちつて、
それを實際はすぐよへ轉賣するとい
ふようなものがあるといひます。それ
ば、これは速やかに直さなければいか
ぬ問題だと考へております。

それから國有林の探草地、放牧地の
問題でございます。これは一面におい
て畜産の行政がどこに行かといふこ
とと合せて、私も大所高所から
みてこれが全體の國の産業の上にと
うして開放されなければならぬ土地で
あり、それが當然であるといふこと
になります。私も開放すること
についてはやぶさかではございませ
ん。

○小川原委員 今までの御答辯の中で
私の不満な點はすいぶんありますが、
これを繰返しておりますと、非常に委
員長がお困りのようですから、時間を
お許しを願つて、もう一回お許しくだ
さるならば……。

○野澤委員 小川原委員に申し上げ
ます。資料を要求されております。か
ら、今一回午前中だけやりだしたいと思
います。

○小川原委員 實は私も資料をいた
きたい。資料を見ればまた腹にはい
る。私もすいぶんありますので、資料を
ひとつお出し願ひたい。今開拓地のこ
とをお話になつたのですが、この開拓地
には不満がある。道民一般が不満なの
で、これを一應聽いておいていただき
たい。今木を伐つたところを離木林が
できております。それを今度植林した

ところもありませんが、それを今度開墾
だといつて根をぎ倒してゐる。木を
伐つてしまつて、トラクタで起し
て、農業をやれと言つて笹小屋をかける
たとて人ははいらぬ。北海道は木を伐
らなければどうして農業がで
きない。そういうところは木を伐つて開墾
しても、もう土地が荒れてしまつ
て、田にしたところで成立たぬ。木
を植えてその木を賣ることが一番北
海道の財産です。このくらいいい財
産はない。それを今伐つてしまつて
植林をしたところまで根をぎ起し
てしまつて、そこでやれといつたつて
できない。傾斜地でありますから、雨
が降ればすく砂を流す。こういうよう
な非常な不便な點があります。そ
ういふところをむりやりに開墾なさ
るがいい。入れてみたところで、三年か
五年しかおらぬ。ただ土地を荒して
まつて、せつかく大きくなる最中の木
を倒してしまつたのでは、國の財産を
だにするばかりで、こういうことは考
へていただかなければならない。あ
なたは森林の面から考へ、一方は開拓
の方から考へて、どん／＼木を倒して
いこうと考へる。あなた方は自分の分
野であるから守らうとして、そこに
いろいろの軋轢が起つたり、問題が起
るのであります。政務次官あたりはよ
く御考へくださつて、適切でないこと
をやらせないようになつてほしい。
私は森林に味方して開墾を妨げるとい
ふことではない。お互いが研究して國
の利益になることを考へることが開墾
なのでありますから、この點は政務次
官もひとつお考へ願ひたい。

次に申し上げたいことは濫伐のこ
とであります。たとえば坑木が要る。

木であればなんでもいいわけにはいか
ぬ。白樺をもつていつて坑木にすれば
すぐ腐つてしまふ。白樺はそのままに
しておけば非常に大きな國の財産であ
る。そして伐つた木は拂下げさえず
ればもうかるというので、濫伐をいた
して、その材木が腐つて腐つてゐる。
この腐つた材木は大したものである。
せつくないところの米を増産してま
でやつて、こういうことは山の役人も
考へなければならぬ。また運輸の人た
ちも考へなければならぬ。こういうと
ころに私は森林を保護していく途があ
らうと思ふ。この濫伐を埋合わせる上
において、早く植樹をいたさねばなら
ぬが、一體今後はどれだけの苗圃を北
海道に設けて種苗を育成していくので
あるか、この計畫があればこまかい數
字を資料としてお出し願ひたい。そ
うして木を伐つて森林は森林として進ん
でいるのであります。ここにいて
林道の創設はいろいろ計畫をお立てに
なつておるか。木を伐つた跡を植樹し
ないから、くまさが生えて今のとこ
ろ森林地帯はくまさが地帯に變つてお
るといふ情ない状態である。山が荒廢
しておる、これは濫伐の證據である。

このくまさを倒して元の美林にする
には少からざる經費がかかる。計畫を
お立てになつてそういうものを開
墾していく御意思があるか、もしおれ
ばそれらの計畫を承りたい。どうして
も森林だけは百年の長計を立てていか
なければ、われ／＼現代の人間が山を
荒してしまつた罪を子供に残さなけれ
ばならぬから、國家は永久の態度でこ
の御施設を願ひたいと思ふ。

次は小さい問題ばかりを残しておい
たのですが、森林組合の振興方針につ

次は小さい問題ばかりを残しておい
たのですが、森林組合の振興方針につ

いて御計畫があれば承りたい。民有林が荒れておりますが、これらを振興していくところの計畫案があるのであります。ましようからお示し願いたい。もう一點、これは相當金がかかるが、北海道特有の森林軌道は、將來どういふ御計畫になつておるかをお尋ねいたします。今日はこれで打切つて後日質問させていただきます。

○野澤委員長 小川原委員、あとは午前中だけです。小川原委員と永井委員に、北海道の方に質問が多いというわけであつたので、この次は北海道のたれから、北委員あたりからあるいはまた質問があるかと思ひます。午前中であつたいと思ひます。から、ただいまの資料の分だけについてまた質問を願うこととして御了解を願ひたいと思ひます。

○小川原委員 日にちをいつまでもかけておるわけにいきませんから、同僚で話し合ひをして、なるべく時間の經濟に資したいと思ひますから、その點御了解願ひたい。

○三浦説明員 北海道の苗圃の設置計畫は、現在苗木を育て現使用中のもの二百五十九町歩ほど、土地を休ませる關係で大豆等をやつておるのが五百六十六町歩、その他番小屋敷地、堆肥その他附屬地等を入れて千四百三十三町歩といふものが、一應北海道の苗圃面積になつております。しかし北海道におきましても戦時中造林事業はかなり停頓しております。その關係でこれを至急造林を強化しなければならぬので、これについてはもつと増さなければいけません。何分にも本年の種子等が思わしくございませんの

で、現在ある中でさしあたり全面的にやれるようにということでは計畫を考へております。

林道開發の計畫、これについては御指摘のように地元といひますが、既設の林道の周圍を切つた關係上、新たに奥地あるいは大規模のものを立てなければならぬ。こういうことで、現に土木の主任の者もこの夏行きまして、大きなもの三千ばかりは見えて、とくと相談しております。ただ經費の關係上一遍にそれだけできるか、そついつた大きなものばかりでなく、來年度はどういうものをやらなければならぬかというふうなことで、これを五箇年計畫に基いて逐次やつていきたいと思ひます。

それから北海道の森林鐵道の問題、これはどうしても國有林の仕事といふものもなるべく機械化していかなければならぬ。今日の勞務者といひますか、従業員の事情等、またあるべき當然な委から考へまして、どうしても機械化といふものを森林に入れなければいけません。こつこつと考へまして、森林鐵道のごときものは、できませ限り延ばせざるは延ばしたいと思ひます。

それから林産組合の振興の方針、これは林産組合あるいは森林組合、林業會といふ今日の段階の法規に従つて、一連の問題でございます。これにつきましてはいろいろと今どういふふうにもつていくのがいいかということ、研究中であると申し上げるしかできないのでございます。

民有林に對する振興方針、これは當然民有林といひますか山林といふものは、どうしてもこれだけわが國の山林

が小さくなり、しかも需要が多いのでありまして、しかもまたその山林を自身、治山治水に非常な大きな關係があり、また山村生活自體との關係、あるいは農耕地との關係で、山林といふものはどうしても重要であるといふ線から、その大部分を占めております。民有林に對する振興といふものは、あるいは造林の面において、あるいはこの搬出施設の面において、逐次これは振興しなければならぬ問題でありますから、大いに大藏省方面との連絡においてやつておるわけであります。

○野澤委員長 本日はこれにて散會します。
午後零時五十三分散會